

# 日本エネルギー法研究所月報

JAPAN ENERGY LAW INSTITUTE MONTHLY BULLETIN



JAPAN ENERGY  
LAW INSTITUTE

第273号

## 【目 次】

コロナ禍で考える、日米の違い…………… 1	研究班の動き…………… 7
青木 淳一	
〔創立40周年OB/OG特別寄稿〕	
研究所の時代…………… 4	マンスリー・トピック…………… 8
栗林 克也	
創立40周年によせて…………… 5	新着図書案内…………… 8
川端 正一	

## コロナ禍で考える、日米の違い

慶應義塾大学法学部准教授 青木 淳一

### 1. はじめに

本年（2021年）3月までの2年間にわたり、在外研究のため、米国インディアナ州に滞在した。インディアナ大学ブルーミントン校ロースクール (Indiana University Bloomington, Maurer School of Law) に訪問研究員として在籍したことによる。この間、コロナ禍によって、研究活動も日常生活も大きく様変わりした。帰国して日本での生活を再開させる一方で、米国滞在中の体験を思い返すたびに、日米間のさまざまな「違い」に改めて気がつくのである。本稿では、そのいくつかを挙げて、筆者の考えるところを述べてみたい。エネルギーの話題からだいぶ遠ざかってしまうが、いましかできない体験談ではあると思うので、読者諸氏の寛容を乞う次第である。

### 2. 感染症対策の仕組みの違い

たとえば、インディアナ州では、Epidemic（エピソードミック。感染症が広い地域に流行した状態を指す）やPublic health emergency（公衆衛生上の非常事態）が発生し、あるいは、その可能性が差し迫っているときは、知事が非常事態を宣言し、必要な命令、規則等を制定・改廃して、事態に対処することとなる (Indiana Code Title 10-14-3, Emergency Management and Disaster Law)。今回のコロナ禍では、インディアナ州における非常事態宣言は、感染者が州内で初めて確認された2020年3月6日に発令された。同月23日には自宅滞在命令が発令され、Essential Activities（必要不可欠な活動）、Essential Businesses and Operations（必要不可欠な仕事）による場合のほかは、外出が禁止された。その後、同年5月には、経済活動の再

開に向けて、4つの指標——①新型コロナウイルス感染症による入院患者数、②ICU病床と人工呼吸器の利用可能数、③新型コロナウイルス感染症の検査可能数、④新たな患者が発生した時に追跡できる体制——に基づく、5段階のロードマップ（復興計画）が示された。

このように、米国では、公衆衛生は基本的に州政府の役割である。もっとも、パンデミック（世界的大流行）となってしまったからには、州単位の対応にも限界がある。連邦政府に対する期待が高まり、おのずとその役割が増している。

これに対して、日本では、国が感染症対策を主導する役割を担い、基本的な対処方針を示し、それに従って地方公共団体が対策の具体的な実施にあたる。

すなわち、新型インフルエンザ等対策特別措置法により、都道府県は国が定める行動計画に準拠した行動計画を、市町村は都道府県が定める行動計画に準拠した行動計画を定める（7条1項、8条1項）。新規感染症が発生したときは、国と都道府県は、同法に基づき対策本部を設置し（15条1項、22条1項）、市町村は、緊急事態宣言が公示されたときに対策本部を設置する（34条1項。宣言公示前であっても任意の設置は可能）。まん延防止等重点措置、緊急事態宣言の公示は、国によってなされるが（31条の4第1項、32条1項）、それらに伴って講じる感染症対策の具体的な措置（協力要請、措置命令等）は、都道府県および市町村の役割である（たとえば、まん延防止等重点措置に係る措置について31条の6、緊急事態宣言に係る措置について45条）。

そもそも国家形態が異なるのであるから、一方が優れていて、他方が劣っている、という評価を単純に下すことはできない。国家的な危機に際して、全体で統一性のとれた対策を実施することを考えるならば、日本の仕組みも答えとしてあり得る。しかし、これまでの日本政府の感染症対策が、どこかチグハグな印象を国民に与えてきたことも否定し難い。そのいきさつをたどると、政治と科学の関係が意外とあいまいであることに気づかされる。

科学的に未知の現象を前にして、緊急に対処しなければならぬときに、既存の、あるいは新たに獲得した科学的知見を施策にどのように反映させるかは、難問である。その都度、最も適した解答を示し、

新たな知見が加われば方針を見直し、柔軟に軌道修正をする——とすることは容易いが、実際の行動には困難が伴う。そこにはまた、科学を代表する有識者が施策立案の現場にどのように関わるか、という問題も含まれるだろう。有識者はあくまでも第三者の立ち位置を維持するべきか、それとも、当事者として施策立案に積極的に関与するべきか。科学の示す答えはしばしば変わり得るものであり、その答えが外れることがあってもやむを得ないと、国民は一方で分かってはいるが、他方で、未曾有のコロナ禍において、推奨された対策の効果をなかなか実感できないまま、二転三転する政治への信頼が徐々に薄れてしまう状況があったように思われるのである。

### 3. 情報に対する認識の違い

米国で実際に生活する中で特に感じたことは、「ソーシャルディスタンスをとりましょう」「家族で過ごしましょう」といった具合に、「～しましょう」「～してください」という肯定表現が目立ったことである。また、大学キャンパス内では、大人用の自転車を真横から撮った写真とともに、6フィートは自転車1台分である、という掲示を見かけたこともあった。情報提供の分かりやすさを実感した一例である。

これに対して、日本では、「～しないでください」という否定表現が目立つ。「不要不急の外出は控えてください」「三密を避けてください」といった具合で、否定表現ではあるものの、明確にダメとは言わない、真綿に包んだような言い回しでもある。

「ご遠慮ください」もそうであるが、このほうが日本社会では好まれるのかもしれない。

また、日本の場合、「不要不急」と表現するのみで、特に例示することもなく、何が「不要不急」にあたり、何が「必要」で「緊急」であるかは、個々人の判断に委ねられている。この点、米国では、自宅滞在命令の発令期間中も外出が容認される「必要不可欠な活動」として、生活必需品や医薬品の購入、ウォーキングやハイキングなどの屋外活動（ただし、少なくとも6フィートのソーシャルディスタンスを確保しなければならない）、ペットの散歩、他人の介護、必要不可欠な仕事（行政機関、医療・公衆衛生、インフラ、食料品・医薬品販売、食品製造・加

工、ガソリンスタンド、金融・保険、郵便・配送など)のための通勤などが認められると例示されていた。

不要不急にあたらない場合のいくつかが例示されたところで、許容される範囲、あるいは許容されない範囲のすべてを網羅できるわけではない。それでも、急激な行動変容を求める以上は、人々の不安感を和らげるためにも、個々人が自発的に判断できるだけの十分な情報があることが望ましく、そのために「不要不急」を例示列挙することがあってもよかったと思う。

メディアの姿勢にも、日米間の違いを感じるがあった。米国では、感染者や死亡者遺族などへの長時間のインタビュー、病院・病室の様子など医療現場や医療従事者が置かれた状況のレポートが頻繁に報じられていた。医療従事者がみずから撮影した映像が流れることもあった。状況がいかに厳しいか、厳しい状況をいかに乗り越えるか、という目的を持った報道であったように思えた。その一方で、重箱の隅をつつき、揚げ足をとるような政府批判や、社会・経済に対する負の影響にのみ焦点をあてるような報道は(日本よりも)少ないという印象を持った。

しかし、日本に戻ってみると、そういう政府批判や社会的・経済的インパクトの報道が多いように見受けられる。緊急事態宣言の発令中も変わらず混雑するターミナル駅構内の映像を流し、夜間の営業自

粛要請に応じない飲食店を取材し、それらをもって政府の対策が実効性を上げていない、というように報道するメディアが少なくない。政府の施策を無批判に報じることも決して褒められないが、メディアにも、感染終息に向けて協力する真摯な姿勢が期待されるのではないかと率直に思うところである。

#### 4. おわりに

本稿執筆時点(2021年11月末)では、日本の感染者数は、幸いにも極めて低い水準に抑えられている。欧州の感染再拡大が伝えられており、ワクチン接種率が7割に満たない国もあるようであるから、「感染終息の決め手は、やはりワクチンか?」と思うものの、他方で、ワクチン接種率が日本(約77%)と同程度にある韓国(約79%)では感染拡大傾向にあり、いまだに世界は混沌とした状況にあるというほかない。新たな変異ウイルスが確認され、感染力の高さを懸念して各国が水際対策を強化したとの報道にも接した。日本ではこのまま本格的な感染終息に向かうのか、それとも感染拡大の第6波が来るのか、気の抜けない日が続く。

(あおき・じゅんいち=

慶應義塾大学法学部准教授)

## 研究所の時代

中部電力株式会社  
総務・広報・地域共生本部  
立地グループ副長  
元研究員 栗林 克也

40周年おめでとうございます。このたびは、このような執筆の機会をいただきありがとうございます。

私が日本エネルギー法研究所に勤務していたのは、2016年夏からの2年間でした。2月に事務所が虎ノ門から五反田に移転したばかりでしたので、部屋がとてもきれいでした。研究員は各電力の出向者8名で構成され、出身部門は法務が中心でしたが、私のように立地・用地からの出向者もいました。若手が多く、着任していきなり最年長になりましたが、研究員同士に上司も部下もなく、対等なものしゃべる雰囲気新鮮に感じられました。ただ、間違えと慣れ合いになる危険性も感じておりました。

研究所の業務で最も印象に残っているのは、エネルギーに関する法律論文を作成したことです。最初の説明では、差し当たって月報の執筆と自主勉強会の発表が大変だと聞かされ、素人の私に書けるか早くも気が重くなりました。学生時代は運動ばかりで勉強らしい勉強をやってこなかったツケが、まさかこんなところで回ってくるとはつゆ知らず、各研究会は、高度な内容についていけないし、研究員同士の会話からも、法律に関する私の知識レベルが明らかに及ばないことはすぐに分かりました。

私が在籍していた時代は、新しく「研究員研究報告書」作成の取組みがありました。その第1冊目は、地球温暖化に関するパリ協定と日本の制度を論じるもので、私の担当は、気候変動問題に関する国際交渉の歴史とパリ協定の特徴を概観するものでした。書籍を調べていくうちに、毎年開催されているCOPとは、先進国、途上国、新興国など立場の異なる国々が温暖化問題を“手段”にして国益をかけて戦う経済戦争であり、採択される文書には自国経済に少しでも都合がいいように、単語1つをどう表現するかといった攻防を延々と繰り返していることを知りました。そのため、京都議定書やパリ協定の英語

の条文も細かく調べることにし、国際交渉の論点をより深く学ぶことができたと思っています。

2年間を通じて最も困難だった論文は、やはりISNL (International School of Nuclear Law) のディプロマを取得するために、フランスのモンペリエ大学で集中講義を受けたのち、英語で書いて提出した原子力法に関する論文です。日常生活や仕事で英語力を必要とすることが一切なかった私は、大学入試で覚えた試験英語すらも既に脳ミソの遠い彼方でした。事務局から示されたテーマの中から何とか書けそうなものを選んで、まずは日本語で作成します。ここである程度完成度の高い内容が書けなければどうにもなりません。最大の難関は、外国人研究者の著作も参考文献としてどれだけ取り入れられるかでした。OECD/NEAのホームページに掲載されている論文の中からそれっぽいタイトルをクリックしてみました。英語の専門書など難解すぎて、日本語訳がなければとても理解はできません。そこで面倒ですが、こうなったら自ら翻訳文を作るしかないなど覚悟を決め、気の遠くなるような時間をかけて英文を読解していくことにしました。書いてある内容を理解しないことには、参考になるかどうか分からないことは百も承知でしたが、中には結果的に私の論文テーマとは関係がなく、無駄骨に終わったものもあります。最終的に参考にする論文は5つ程度に絞りましたが、難解な内容を私は正しく理解できているのか、引用しようとする箇所は、私が書く論旨にふさわしく適切なのか。こうした不安が常にありましたが、繰り返し読み込むこと以外に確証に近づける方法はありませんでした。

ようやく日本語文が作成できたら、いよいよ次は英文です。ここで費やした時間は、それまでを遥かに上回るものとなり、ワン・センテンスに30分、60分かかることもありました。まずは主語と述語で骨



格を作ってから、修飾語で肉付けしていきます。出来上がった英文は、意味が通じて、かつ、正しい用法なのか、全く自信がありません。1つの英単語につき、辞書に載っている例文をいくつも調べて、よし、この単語でこのような用法なら大丈夫そうだというような具合に作成していきました。最後は、高山事務部長に添削をしていただきました。当然多くの箇所にも赤ペンが入りましたが、論旨の重要な部分で全く赤ペンが入らなかった箇所もあり、少なくとも意味の通じる英文が作成できたことをうれしく思ったものでした。

会社に戻ってしばらくしたのち、研究所から無事にディプロマを取得できたとの連絡をいただき、苦勞が報われたと安堵しました。若手の専門家育成を目的とするISNLでディプロマを取得することが、法律家から見て難易度がどのくらいあるのか分かりませんが、英語力も原子力法の知識も素人だった私にとってこのディプロマは、1つの宝物になりました。

研究所を離れて3年が経過しました。学術的な知識やディプロマの資格は、現在の業務で使用する機会

が残念ながらありませんので、思い出せなくなる一方です。しかし、手を抜くことだけは絶対にしたくないとの一念から、一所懸命に本を調べて、気が付けば机の横には付箋を貼った法律雑誌や分厚い書籍を何冊も積み上げながら、研究職の真似事ができた経験は、間違いなくその後の人生に少なからず影響を及ぼしており、大変ありがたいことだと思っています。

最後になりましたが、我々研究員に対し、時には同じ目線で楽しく接して下さい、時には厳しい課題でご指導ご鞭撻を賜りました研究部長の友岡先生、また、ディプロマ取得において、休日にもご出勤いただいていた英文の修正にお付き合いいただいた高山事務部長、そしてともに楽しく研究所業務に携わることができました事務部の皆さま、研究員の皆さまには、この場を借りて深くお礼申し上げます。

研究所が今後も永く続いてくことを心よりお祈り申し上げます。

## 創立40周年によせて

北陸電力株式会社  
立地部計画・管財総括チーム統括課長  
兼不動産活用チーム統括課長  
元研究員 川端 正一

このたびは、日本エネルギー法研究所が創立40周年を迎えられ、心よりお祝い申し上げます。

私は2002年7月から3年間、研究員として勤務いたしました。研究所在籍時は、海洋利用法制や再生可能エネルギーに関する法制の調査・研究に従事しました。その間、諸先生方、他電力から出向していた研究員、事務部の皆さまには、大変お世話になりました。当時、30代前半であった未熟者の私が、諸研究活動や初めての国外出張等で、多数の貴重な経験をさせていただきました。当時の成田頼明理事長、谷川久所長、山本草二先生には、大変お世話になりました。今回は諸先生方をはじめ皆さまへの感謝の

気持ちを込めて、在籍時の最大の思い出となっている欧州での調査を振り返りたいと思います。

各研究員は在籍中に一度、国外での調査活動に従事することが慣例となっており、INLA (International Nuclear Law Association)での発表やISNLの受講が主な目的となっていました。しかし、私が担当した2003年は特異な年であり、調査内容・訪問先は各研究員が決めることとなりました。これは困ったことになったと途方に暮れていたところ、成田先生に呼ばれ、「欧州では洋上風力発電の導入が進んでいるが、ドイツ以外の各国法制が国内ではあまり紹介されていないため、今回、研究所としてこれを実施し

てほしい。」とのご指示を受けました。これは当時、洋上風力発電の導入では世界最先端を走っていたデンマークのことだと直感し、調査先との伝手がない状況で不安でしたが、その場で「デンマークを調査します。」とお答えしました。

アポ取りは予想どおり困難を極め、電力業界の伝手を頼っても、デンマークエネルギー庁には接触ができませんでした。もう自分達でやるしかないと腹をくくり、同庁に数回、直接電話やメールで依頼し、ようやくアポが取れたのは、出発の2か月前でした。調査当日、同庁を訪問すると、ジェットロ現地事務所の職員の方が出迎えてくださり、同庁職員と事前に調整もされている様子でした。調査にも同席していただくなどのご協力もあり、洋上風力発電の導入を促進するためのFIT・FIP制度、系統連系費用の優遇制度、および政府が導入海域を指定し入札で事業者を選定する制度など、その後、我が国でも導入されていく各制度について、聴き取り調査をすることができました。

帰国後、調査結果を報告書にまとめたところ、日本財団が関心を示され、同財団の研究会で報告する機会を得ました。また、研究会に参加されていた最首公司先生の著書「水素の時代」において、成田先生と共に私の報告も取り上げていただき、とても光

栄なことでした。

なぜ、ジェットロのご協力を得ることができたのかは、今となっては不明ですが、おそらくは、成田先生が伝手を使い、そっとジェットロに協力をお願いしていたと確信しています。成田先生には、私が北陸出身ということもあり、数々の会議、宴席にご一緒させていただくなど、特にお世話になりました。

話は国外調査に戻りますが、ハンブルクに宿泊した際、当時、国連海洋法裁判所の判事をされていた山本先生も同じく滞在されており、私達を日本料理店や市庁舎内のドイツ料理店で歓待してくれました。また、同裁判所も見学させていただき、各国利害調整の最前線における緊張感、先生の重責を肌で感じる貴重な経験もさせていただき、公私とも内容の濃い国外調査出張となりました。

会社に帰任後は、法務業務、石川県へ出向、現在従事している立地・用地業務において、研究所で諸先生方にご指導していただいた行政法（特に行政裁量、行政行為）や原子力損害賠償法などの各種民事法の知識、適用の考え方は、大いに役立っています。改めてお礼申し上げます。

最後になりましたが、研究所のより一層のご発展と、諸先生方、研究所の皆さまの益々のご健勝を心よりお祈り申し上げます。

**研究班の動き**

(10・11月)

**原子力損害賠償制度に係る法的論点検討班**

11月19日の第4回研究会では、竹下研究委員より「福島第一原子力発電所の処理水の放出に関する国際私法上の問題—『風評被害』に関する国際私法上の諸問題—」というテーマでご報告をいただいた。処理水の海洋放出による風評被害が国内外で懸念されている状況を踏まえ、国際条約であるCSC及び国際私法の観点からご解説をいただいた。その後、CSCにおける「原子力事故」への該当性、国際私法における準拠法選択の問題等について議論した。

**環境法制・事例検討班**

11月24日の第5回研究会では、岡松研究委員より「再生エネルギーの国際管理と規制」というテーマでご報告をいただいた。COP26で採択されたグラスゴー気候合意の内容を概観した後、再生可能エネルギー導入に向けた国際協力や国際再生エネルギー機関(IRENA)といった国際機関の役割等についてご説明をいただいた。その後、グラスゴー気候合意における日本の立場やカナダの再生可能エネルギー発電分野の措置に関する紛争事例等について議論した。

**公益事業法制検討班**

10月4日の第5回研究会では、武田研究委員より「電力市場のインサイダー取引規制」というテーマでご報告をいただいた。適正取引ガイドラインにおけるインサイダー取引規制の趣旨についてご報告をいただき、その内容とEUのREMITガイダンスとの比較についてご解説をいただいた。その後、インサイダー取引規制の対象、金融商品取引法や電気事業法との関係、日本の電力市場におけるインサイダー取引規制の趣旨及び目的等について議論した。

10月25日の第6回研究会では、柴田研究委員より「ドイツ競争法のデジタル改正等について」というテーマでご報告をいただいた。ドイツ競争制限禁止法(GWB)の最近の展開についてご報告をいただき、アマゾンの加盟店のアカウント停止に係る訴訟事例の分析及びGWBデジタル改正の経緯と背景についてご解説をいただいた。その後、EUの規則とGWBの

適用関係や、GWBデジタル改正に伴うデータアクセスに関する考え方等について議論した。

11月29日の第7回研究会では、東條研究委員より「デジタルプラットフォームによる差別的取り扱いの不当性」というテーマでご報告をいただいた。デジタルプラットフォーム(DPF)による差別的取扱いに関する透明化規制及び競争法上の問題についてご報告をいただき、Google Shopping事件やネットワーク中立規制のアナロジー等についてご解説をいただいた。その後、DPF自己優遇行為に関するEU法と日本の独禁法との差異及び差別的取扱いの競争評価等について議論した。

**エネルギーに関する国際動向の法的論点検討班**

10月22日の第5回研究会では、西村研究委員より「リモートアクセス捜査とサイバー主権」というテーマでご報告をいただいた。サイバー攻撃及び犯罪に対するリモートアクセス操作について概観し、サイバー犯罪条約、関連する国内法、一般国際法上の位置づけや主権侵害、執行管轄権の域外適用と国際法上の主権侵害との関係についてご説明をいただいた後、ブダペスト条約や刑事訴訟法、EU法との関係性等について議論した。

11月19日の第6回研究会では、中西研究委員より「エネルギー憲章条約のISDS条項と投資概念—Komstroy事件判決を中心に—」というテーマでご報告をいただいた。二国間でのISDS条項を含む投資協定がEU法違反とされたAchmea事件について概観した後、最新の事例として、EU構成国間の紛争にECTの26条を用いることがEU法違反となる判断がKomstroy事件で下されたことで、投資の概念等について、今後どのような影響を及ぼすかについてご説明をいただいた。その後、それらと管轄権やEU法との関係性等について議論した。

**原子力の安全性を巡る法的問題検討班**

11月1日の第5回研究会では、筑紫研究委員より「法令違反と行政制裁—東電柏崎刈羽原発問題を中心に—」というテーマでご報告をいただいた。柏崎

刈羽原発で発生したIDカード不正使用および核物質防護機能の一部喪失に関する事案について、事案の経緯と原因を分析した上でその問題点等をご解説いただいた後、新たに導入された新検査制度のあり方や課題点等について議論した。

11月16日の第6回研究会では、交告主査より「原子力安全における人間工学と規範—人間工学設計開発に関する審査及び検査ガイドを中心に—」というテ

ーマでご報告をいただいた。原子力安全における人や組織の問題と、その対応を図るために策定された人間工学に係る原子炉等規制法等の各規定や人間工学設計開発に関する審査及び検査ガイドについてご解説をいただいた後、ヒューマンエラーへの対応や規制のあり方等について議論した。

### マンスリー・トピック (10・11月)

- ・ 10月22日 エネルギー基本計画を閣議決定 再エネ普及「最優先」初めて明記
- ・ 10月26日 寿都町長選、現職の片岡氏が当選 高レベル放射性廃棄物文献調査は継続へ
- ・ 11月4日 伊方原発3号機運転差止申請 広島地裁が却下
- ・ 11月9日 マクロン仏大統領が原発新設を発表 福島第一原発事故後初めて
- ・ 11月13日 「グラスゴー気候合意」採択しCOP26 閉幕 石炭の段階的削減へ
- ・ 11月30日 四国電力、伊方の乾式貯蔵施設に着工、25年運開へ 新規制基準下で初

### 新着図書案内 (10・11月)

書 名	著 者	出 版 社
国際法 第4版	中谷 和弘, 植木 俊哉, 河野 真理子, 森田 章夫, 山本 良	有斐閣
現代行政法の構造と展開 小早川光郎先生古稀記念	宇賀 克也, 交告 尚史 編	有斐閣
Handbook of Small Modular Nuclear Reactors Second Edition	Daniel T. Ingersoll, Mario D. Carelli 編	Woodhead Publishing





日本エネルギー法研究所月報（隔月発行）

2021.12.28 Vol.273

編集発行 日本エネルギー法研究所 月報編集委員会  
〒141-0031 東京都品川区西五反田七丁目9番2号  
KDX五反田ビル8F  
電話 03-6420-0902（代）  
URL <http://www.jeli.gr.jp/>  
e-mail [contact-jeli@jeli.gr.jp](mailto:contact-jeli@jeli.gr.jp)  
印刷 株式会社 吉田コンピュータサービス

本書の内容を他誌等に掲載する場合には、日本エネルギー法研究所にご連絡ください。